

【 検 査 】

３２３ 若年性特発性関節炎に対するMMP-3の算定について

《令和６年１０月３１日》

○ 取扱い

若年性特発性関節炎に対するD014「９」MMP-3の算定は、原則として認められる。

○ 取扱いを作成した根拠等

若年性特発性関節炎（旧称：若年性関節リウマチ）は自己免疫現象を基盤とした疾患である。MMP-3は関節炎の程度を反映し、本症における経過観察時の活動性マーカーとして有用である。

以上のことから、若年性特発性関節炎に対するD014「９」MMP-3の算定は、原則として認められると判断した。